

25 高教福第 1519 号
平成 26 年 3 月 28 日

各市町村（学校組合）教育長 様

教職員・福利課長
（公印省略）

消費税率引き上げ及び高知桂浜道路無料化に伴う通勤手当の取扱いについて（通知）

平成 26 年 4 月 1 日の消費税率引き上げにより、同日付けで鉄道・電車及びバス運賃、高速道路利用料の料金改定が行われます。（一部の運営会社を除く。）

また、高知桂浜道路が平成 26 年 3 月 31 日から無料化されます。

このことに伴う通勤手当の取扱いについては下記のとおりですので、管内の学校へ周知をお願いします。

記

1 消費税率引き上げに伴う公共交通機関及び高速道路利用料の料金改定

（1）対象職員

運賃・料金改定が行われる鉄道・電車及びバス、高速道路を利用する職員

※ただし、平成 26 年 4 月 1 日付け人事異動に伴い通勤届の提出が必要となった職員は、運賃・料金改定に伴う届出は不要です。人事異動による届出の際、改定後の運賃・料金により届出をするようにしてください。

（2）事実発生日

ア 鉄道・電車及びバス

（ア）「定期券（3 ケ月又は 6 ケ月）」で認定されている職員

まず、支給単位期間をご確認ください。

定期券に記載されている通用期間の最後の日が事実発生日ではありませんので、ご注意ください。

a 支給単位期間の最後の日が平成 26 年 3 月 31 日の場合
事実発生日：平成 26 年 4 月 1 日（運賃改定日）

b 上記以外の場合
事実発生日：支給単位期間の最後の日
例えば、平成 26 年 2 月から 3 ケ月定期で認定されている場合の支給単位期間の最後の日が 4 月 30 日で、この日が事実発生日となります。

（イ）「定期券（1 ケ月）又は回数券等」で認定されている職員（片道利用及び障害者割引適用など）
事実発生日：平成 26 年 4 月 1 日（運賃改定日）

（ウ）特急料金（快で一き回数券等 1 ケ月単位で支給されているもの）
事実発生日：平成 26 年 4 月 1 日（料金改定日）
なお、定期券（普通運賃）の支給単位期間の最終日が平成 26 年 3 月 31 日の方は同時に届出できますが、それ以外の方は、定期券（普通運

賃)と特急料金の事実発生日が異なるため、それぞれ届が必要です。

イ 高速道路

高速道路料金 事実発生日：平成 26 年 4 月 1 日(料金改定日)

(3) 届出事由

運賃等の負担額が変わった

2 高知桂浜道路の無料化

(1) 対象職員

ア 高知桂浜道路を通勤に利用する職員

イ 通勤経路は変更ないが、高知桂浜道路を含む経路が最短の経路となる職員

※ ただし、ア、イとも、平成26年4月1日付け人事異動に伴い通勤届の提出が必要となった職員は、高知桂浜道路の無料化に伴う届出は不要としますので、4月1日付け人事異動に伴う届出をしてください。

(2) 事実発生日

平成26年3月31日

(3) 届出事由

ア 上記(1)アの職員

通勤経路又は方法が変わった

イ 上記(1)イの職員

その他「高知桂浜道路の無料化」